

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</p> <p>（省略）</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び関税法施行規則第 1 条の 3 第 1 号、第 4 条の 5 第 1 号、第 7 条の 4 第 1 号、第 8 条の 3 第 1 号、第 8 条の 5 第 1 号、第 9 条の 8 第 1 号に規定する部門における責任者（以下「各部門の責任者」という。）を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電子メール</u>その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p> <p>（省略）</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ （省略）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</p> <p>（同左）</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び関税法施行規則第 1 条の 3 第 1 号、第 4 条の 5 第 1 号、第 7 条の 4 第 1 号、第 8 条の 3 第 1 号、第 8 条の 5 第 1 号、第 9 条の 8 第 1 号に規定する部門における責任者（以下「各部門の責任者」という。）を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を<u>電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）</u>その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p> <p>（同左）</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ （同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴 また、届出者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ （省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者等承認・認定取りやめ届（C-9040）</u></p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）</u></p> <p>（省略） <添付書類等> （省略）</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>特定保税承認者の承認の更新申請書（C-9130）</u></p>	<p>ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴 また、届出者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ （同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者の承認等取りやめ届（C-9040）</u></p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）</u></p> <p>（同左） <添付書類等> （同左）</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>特定保税承認者の承認の更新申請書（C-9130）</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><添付書類等> 申請書には、関税法基本通達50-3に準じて所要の書類を添付する。 また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p><添付書類等> 申請書には、関税法基本通達50-3に準じて所要の書類を添付する。 また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>